

## 土浦・阿見都市計画特別用途地区の決定（土浦市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 294.0ha	土浦市内の準工業地域の全部

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

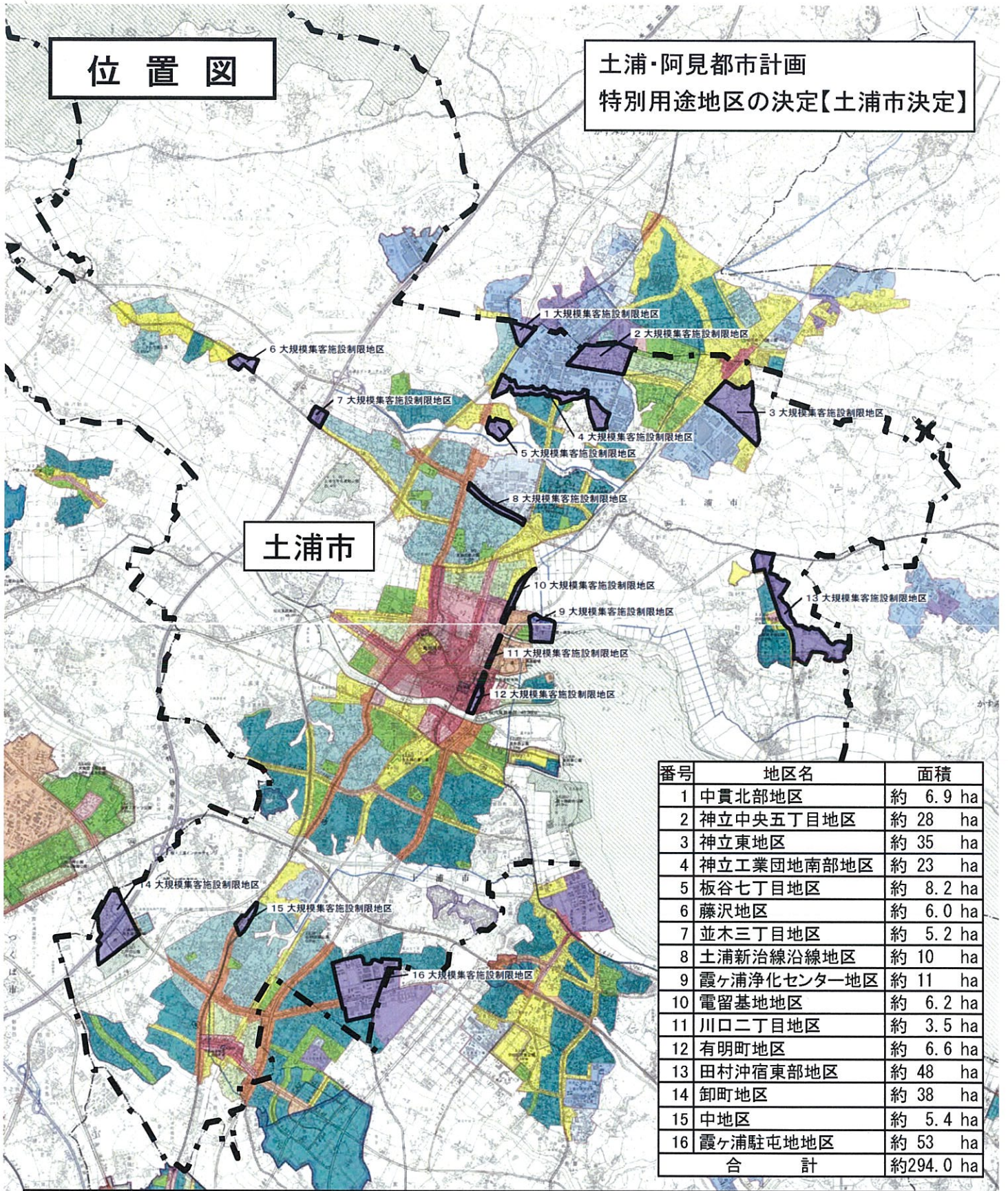
### 理 由

中心市街地における商業・業務機能等の回復・強化を図るとともに、準工業地域の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護を図るなど、集約型都市構造を実現するため、土浦市内の準工業地域全てについて 10,000 m<sup>2</sup>超の大規模集客施設の立地を制限する都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を決定する。

# 位置図

## 土浦・阿見都市計画

### 特別用途地区の決定【土浦市決定】



#### 【決定の概要】

大規模集客施設立地制限地区 面積：約294.0ha（16地区）

#### 【決定理由】

中心市街地における商業・業務機能等の回復・強化を図り集約型都市構造を実現するため、土浦市内の準工業地域全てについて10,000㎡超の大規模集客施設の立地を制限する都市計画特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）を決定する。